（改－2）

登録橋梁基幹技能者

資格更新案内・申込要領

（平成30年4月1日より運用）



〒105-0003　東京都港区西新橋１丁目6－１１

TEL 03-3507-5225　FAX 03-3507-5235 URL http://www.jasbc.or.jp/

**資格更新者の方へ**

**登録橋梁基幹技能者講習事務規定改正による申込要領の変更について（国土交通省　事務連絡より）**

「登録基幹技能者を主任技術者要件に位置づけることについて（事務連絡　平成29年3月28日付）」

及び「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日）」に伴う「登録橋梁

基幹技能者事務規定」改正に則り、資格更新申込要領の一部を変更します。（平成30年4月1日施行）

Ⅰ．　（別紙2）資格更新実務経験証明書の様式を以下のとおりに変更します。

1. （別紙2）資格更新実務経験証明書の様式変更

　　　　建設業の種類が複数（鋼構造工事業、とび・土工工事業）あるため、単一の建設業の種類を明記し、

その単一建設業における経験年数として、10年以上、その内、職長経験年数が3年以上である

ことを証明した書類を提出願います。　⇒　記載内容確認及び更新問題解答後「合格」と認定され

ると、新「修了証」の表面に「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第２６条第1項の主任

技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載された新「修了証」が交付されます。

複数建設業の種類を保有されている方は、それぞれについて10年以上を証明、提出願います。

1. 現在保有している建設業以外の種類の追加を希望される場合は、別途定める様式にて、追加する

単一の建設業における経験年数として、10年以上、その内、職長経験年数が3年以上であること

を証明した実務経験証明書の提出願います。　⇒　記載内容確認後、新「修了証」の表面に記載

した建設業の種類以外の建設業の種類について、裏面に、「この者は、（建設業の種類）について、

建設業法第２６条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と当該建設業の

種類の追加ができます。

　　　Ⅱ．　経過措置

1）今回の事務規定改正以前に、登録橋梁基幹技能者講習を修了した方（資格更新者含む）に限り、

建設工事に関する実務経験により記述した建設業が複数ある場合、単一の建設業の種類における

経験年数（10年以上）によって満たさない場合であっても、複数の建設業の種類における経験年数

によって満たす場合には、更新手続きを行うことができる。ただし、この場合新「修了証」の表面及び

裏面へ記載される「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第２６条第1項の主任技術者の

要件を満たす者であると認められます。」との記載は、出来ないものとする。

1. 今回の事務規定改正より前に、交付された講習修了証は、有効期限まで有効です。

（現「修了証」では、主任技術者の要件を満たさないため、主任技術者登録は不可です）

なお、Ⅰ．の①または②について新「修了証」交付申請書（特例様式-5）を提出することにより、

「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第２６条第1項の主任技術者の要件を満たす者

と認められます。」と表面に記載された新「修了証」を新たに交付します。

新「修了証」の交付申込については、今回の事務規定変更以後より次回の資格更新前まで、随時

受付します。（申込日は平成30年4月2日以後を記載願います）

※今回資格更新を迎え、更新手続きされる方については、合格後に、新「修了証」を交付します。

なお、資格更新時期でない方は、日本橋梁建設協会ホームページの『登録橋梁基幹技能者講習

募集案内』▶新「修了証」交付案内・申込要領をダウンロードされ申込願います。

主任技術者要件に係る実務経験証明書（建設業種類ごとに10年以上）を提出していただき、内容

確認後、新「修了証」を交付します。

**●資格更新申込みから資格更新修了証送付までの流れ**

|  |
| --- |
| 資格更新時期の確認 |

　　　　　　　講習修了証の有効期間は講習修了証に記載の修了年月日より５年間で、その後は

５年毎に更新が必要です。更新後の修了証には「有効期限」及び「主任技術者

の要件を満たす者と認められます」※注1が記載されます。

　　　　　　　　（平成24年度講習修了者の例）

　　　　平成25年　　　平成26年　　　平成27年　　　平成28年　　　平成29年　　　平成30年

▲　　　　　　 ▲ 1年　　　 　▲ 2年　　　　▲ 3年 ▲ 4年　　　　 ▲ 5年

　　　　　○月○日　　　　○月○日　　　　○月○日　　　○月○日　　　　○月○日　　　　○月○日

**※有効期限の１年前より受付開始３ヶ月前頃までに申込　 　　　　　資格更新期間**

　　　　　　　　　　 　**資格更新修了証を送付（有効期限の1ヶ月前頃）**

　　　※注1：（別紙2）「実務経験証明書」に単一の建設業における経験年数として10年以上

　　　　　　（内、職長経験3年以上）を記載し主任技術者要件を満たすものと確認された場合。

|  |
| --- |
| 資格更新申込書類の入手 |

|  |
| --- |
| （一社）日本橋梁建設協会　事務局にて配布しています。住所：〒105-003　東京都港区西新橋1-6-11TEL：03-3507-5225　　　FAX：03-3507-5235また、（一社）日本橋梁建設協会ホームページ（<http://www.jasbc.or.jp/>）からダウンロード」できます。 |

|  |
| --- |
| 資格更新申込書の提出 |

|  |
| --- |
| **橋建協より資格更新申込者に送付（通信教育）****資格更新テキストの配布**・橋梁工事の安全管理　・橋梁工事の架設概論・橋梁工事の工程・作業手順　・維持補修・関係法令改訂リーフレット**配布資料より資格更新問題20問を解答提出して頂きます。****正答率が６割未満の場合は再試験を行います。** |

|  |
| --- |
| 資格更新確認書・資格更新問題解答書の提出 |

|  |
| --- |
| 資格更新修了証の送付　　　**資格更新修了証を受領後、旧修了証は、各自で処分願います。****（有効期限の1ヶ月前頃）　　（資格更新問題の採点結果、模範解答を修了証と一緒に送付）** |

１．資格更新申込み要領

（１）必要書類　（書類に不備がある場合は、更新できない場合がありますのでご注意下さい）

　　①　資格更新申込書（別紙１）・・・必要箇所に記載、捺印、顔写真（1枚）貼り付け

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　資格更新手数料振込領収書(写し)の貼り付け

1. 実務経験証明書（別紙２）
2. 顔写真（縦3.0㎝×横2.4㎝）　　２枚（カラー写真）

・・・ⅰ）申請書に貼り付ける以外に1枚をﾋﾞﾆｰﾙ袋・紙等で保護しクリップ留め

　　　　　 ⅱ）写真は上半身無帽、無背景（白色より青色背景が良）で申請6ヶ月以内に撮影したもの

　　　　　　ⅲ）写真裏に所属会社及び氏名を記入

1. 登録橋梁基幹技能者講習修了証・・・現在保有している講習修了証（表・裏面とも写し）
2. 以下の証明書類（表面・裏面の両面の写しをお願いします）

　　・・・ⅰ）鋼橋架設等作業主任者技能講習修了証明書の写し

　　　　　　ⅱ）足場の組立等の作業主任者技能講習修了証明書の写し

ⅲ）玉掛技能講習修了証明書の写し

ⅳ）職長教育修了証明書の写し

　　　　　　　　※上記４種類の資格は必須です。（修了証写し送付がされない場合、資格更新ができません）

1. 返信用封筒・・・新「修了証」返送用として、『レターパックプラス』お届け先欄に

受取者の住所・氏名・電話番号を記載したもの：1枚を同封願います。

　 　複数の更新者でも修了証発行日及び修了証送付先が同じ（1ヶ所）場合

のみ、返信用封筒は1枚だけ送付して下さい。（修了証発行日が異なる

場合、異なる枚数分必要）

（２）申込方法

　　　Ａ４サイズ以上の封筒（申込書は折らないこと）に入れ、必ず配達の記録が残る方法

（簡易書留や宅配便等）で郵送すること。（「登録橋梁基幹技能者講習更新申込書在中」と

明記すること）

　（送付先）

　　　一般社団法人　日本橋梁建設協会

　　　〒１０５－０００３

　　　　東京都港区西新橋１－６－１１

　　　　ＴＥＬ　０３－３５０７－５２２５　　　　ＦＡＸ　０３－３５０７－５２３５

注）申込書の提出により本書記載のプライバシーポリシーに同意頂いたものとします。

（３）資格更新申込期間

　　　①「登録橋梁基幹技能者講習修了証」に記載されている有効期限の１年前の同日より

1年間受付となりますが、通信教育期間確保のため**有効期限の３ヶ月程度前まで**の

申込をお願い致します。

（４）資格更新手数料

　　　　資格更新手数料　　　　　４，０００円

　　※　振込手数料は振込人の負担となります。（可能な限り会社名が望ましい）

（５）振込先

　　・振込銀行　　みずほ銀行　銀座中央支店

　　・預金種別　　普通預金

　　・口座番号　　１１３３２９４

　　・口座名義　　登録橋梁基幹技能者講習（ﾄｳﾛｸｷｮｳﾘｮｳｷｶﾝｷﾞﾉｳｼｬｺｳｼｭｳ）

（別紙１）登録橋梁基幹技能者講習修了証　資格更新申込書記入要領

更新申込書」（別紙１）の所定の欄　１，２，３，４，５，６，７，８，に記入、または

○印を付けて下さい。

（別紙２）実務経験証明書の記入要領

1. 今回※注2の資格更新手続きをされる方は、「登録基幹技能者を主任技術者要件に位置づける

ことについて（事務連絡　平成29年3月28日付）」により、建設業法第２６条第1項の「主任

技術者要件」を満たす実務経験証明書とするため、現在保有の「講習修了証」に記載されて

いる建設業の種類について、建設業の種類欄「１．鋼構造物工事業」または「２．とび・土工工事業」のいずれかの番号に〇印を記載し、申込書作成直近までの工事の実務経験10年以上（その内、職長経験3年以上）を記載、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。

ロ）複数の建設業の種類を保有している方は、それぞれの建設業ごと別々に、実務経験10年以上

（その内職長経験3年以上）を記載、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。

ハ）建設業の種類の追加を希望する場合は、追加希望の建設業の種類について、現在保有の建設業

の種類についての実務経験証明書とは別に、ロ）と同様、追加希望の建設業の種類欄の番号に

〇印を記入し、10年以上の実務経験（その内、職長経験3年以上）を記載し、所属会社代表

者押印の証明書を提出願います。

（追加する建設業は、所属会社の建設業許可業種に限ります）

　　　　※注2：対象者は、今回の事務規定改正以前の認定講習修了者及び資格更新済の方とし、今回

対象者の方が次回資格更新までの期間内に適用する。（経過措置参照）

（６）資格更新テキストおよび資格更新問題の送付

　　　資格更新申込をされた方には（一社）日本橋梁建設協会より「資格更新テキスト」および

　　　「資格更新問題」「改訂された関係法令」等を送付します。

（７）資格更新修了証記載事項確認書・資格更新問題解答書について

更新申込をされ方には、（一社）日本橋梁建設協会より「資格更新問題解答書・更新修了証

記載事項確認書」（以下、「解答書」と呼ぶ）を送付します。

到着後、「解答書」の内容を確認し、解答欄に解答記入後、（一社）日本橋梁建設協会まで、

郵送にて「解答書」原本の提出をお願います。

**イ）送付資料より資格更新問題が出題され「解答書を事務局へ返送」が必須となります。**

正答率6割以上の方を「合格」とし、資格更新後の新『修了証』を送付いたします。

**ロ）正答率6割未満の方については、解答受領後、２週間以内に、更新希望の有無確認**

**を行い、更新希望の場合は、更新問題（再）を送付いたしますので、所定期間内までに**

**「資格更新問題解答書（再）」を事務局へ、返送願います。イ）・ロ）共に、解答返送が**

**無い場合は、資格更新が出来ません**ので、ご注意願います。

また、次の事項に該当する方は以下のとおりに対応してくだい。

1. 記載事項確認書に誤りがある場合には必ず「**赤**」で訂正してください。

住所は関係書類等を送付するときに使用しますので、本人受け取り可能な住所にして

ください。（会社、自宅等）

②　改姓、改名した場合は、後日、変更を証明できる公的書類（戸籍抄本等）を提出して

いただきます。

③　生年月日を訂正した場合は、後日、確認のため公的書類（住民票等）を提出していた

だきます。

（８）資格更新期間経過後の特別措置

　　　有効期限経過後、６ヶ月以内に限り資格更新申込を受付けます。

　　　有効期限より６ヶ月経過後は、資格が失効します。

ただし、有効期限を６ヶ月経過後、１年以内に限り、申込後に開催される直近１回の認定

講習試験（受講は免除）に合格した場合のみ新規に修了証を発行します。

1. 特別措置の資格更新申込の場合は、申込書に「**特別措置**」と追記願います。

記入要領等は、通常の資格更新申込書の記入要領と同様とします。

1. 認定講習試験を受験する場合の資格更新手数料

認定試験受験の資格更新手数料　５，０００円（振込手数料は振込人の負担となります）

　　 　資格更新テキストは送付しますが資格更新問題の解答は不要となります。

1. 有効期限を経過した場合は、経営事項審査等における加点対象となりません。

　　※有効期限切れ後１２ヶ月以上経過した場合は、新規受講対象者となり、改めて認定講習

　　　及び認定試験を受験し、合格すれば、有資格者となります。

（９）新登録橋梁基幹技能者講習修了証の発送及び旧登録橋梁基幹技能者講習修了証の取扱い

　　　資格更新後の登録橋梁基幹技能者講習修了証発送は、有効期限の1ヶ月前頃を目途に

　　　送付予定です。（更新申込が1ヶ月前頃と、手続き処理期間に余裕の無い場合は、有効

　　　期限を過ぎてからの修了証発送となりますので、予め、ご承知おき願います）

なお、有効期限より、２ヶ月以上前に更新手続き処理済（資格更新問題解答送付済）の

方で、有効期限１週間前になっても到着しない場合は、下記の問い合わせ先に電話で照

会してください。

　　　資格更新時に旧修了証の回収は行いませんので、資格更新後の「新修了証」受領後、各自

で処分をお願い致します。

（１０）問い合わせ及び連絡先

　　　イ）資格更新に関し、ご不明な点がある場合

　　　ロ）資格更新後に、変更（例：所属会社変更された方や氏名変更等）がある場合はその都度、

下記宛先まで、電話やＦＡＸにてご連絡ください。

一般社団法人　日本橋梁建設協会　事務局　「基幹技能者担当」宛

〒１０５－０００３

東京都港区西新橋１－６－１１

ＴＥＬ　０３－３５０７－５２２５

　　　　ＦＡＸ　０３－３５０７－５２３５

（11）資格更新手続き期間

平成２４年１０月１４日「修了証」交付日より以前の「修了証」を保有している方で、資格更新

をされていない（下表の特別措置期限を過ぎた方）は、資格失効のため、新規に認定講習を受講

され、認定試験に合格すれば、有資格者となります。

**特別措置期限**：有効期限切れ後６ヶ月以内に資格更新を修了すれば遡って有資格者となれる救済

期限。⇒（資格更新申込を受付け資格更新問題解答が合格点以上の場合、継続有

資格者となります）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修了証（資格更新修了証）発行日 | 更新手続き期間 | 特別措置期限 | 保有者 |
| **平成25年7月9日** | **平成29年7月9日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年7月8日** | **～平成31年1月8日** | **17** |
| 平成25年9月15日 | 平成29年9月15日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年9月14日 | ～平成31年3月14日 | 64 |
| 平成25年10月12日 | 平成29年10月12日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年10月11日 | ～平成31年4月11日 | 71 |
| 平成25年11月14日 | 平成29年11月14日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年11月13日 | ～平成31年5月13日 | 8 |
| 平成25年12月14日 | 平成29年12月14日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年12月13日 | ～平成31年6月13日 | 11 |
| 平成26年2月15日 | 平成30年2月15日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年2月14日 | ～平成31年8月14日 | 38 |
| 平成26年3月15日 | 平成30年3月15日～　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年3月14日 | ～平成31年9月14日 | 21 |

　注）上表の平成25年9月15日～平成26年3月15日については、修了証発行日が

平成20年度のそれぞれの月日となり、資格更新2回目の方です。

　　　**プライバシーポリシー**

１．法令等の遵守

　　（一社）日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人

情報保護に関する関係法令等を遵守します。

２．利用目的

　　（一社）日本橋梁建設協会が登録橋梁基幹技能者の個人情報を取得する利用目的は次の

とおりです。

ここに定めない目的で取得する場合は、橋梁基幹技能者の個人情報を取得する時に、予め

利用目的を明示して行います。

1. 登録橋梁基幹技能者特例講習会申込の資格審査及び個人認証のため
2. 登録橋梁基幹技能者に鋼橋に関連した情報提供をするため
3. 登録橋梁基幹技能者の修了証発行等のため
4. 資格制度を整備するデータベースのため

（ホームページ等で氏名・資格番号・勤務先を公表します）

1. 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データ

を作成するため

３．適正な取得

　　（一社）日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段

で取得することはいたしません。

４．第三者への提供

　（一社）日本橋梁建設協会は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはいたしま

せん。

1. 登録橋梁基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録橋梁基幹技能者の

同意を得ることが困難であるとき

1. 公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、

登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき

1. 国の機関若しくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに対して協力する必要がある場合であって、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることに

より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

５．開示・訂正・削除

　　（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。

また、登録橋梁基幹技能者から両団体が保有している個人情報の開示を求められたとき

は所定の手続きに基づき速やかに開示します。

その結果、万一誤った情報があれば速やかに訂正または削除いたします。

６．安全管理

　（一社）日本橋梁建設協会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の

安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

７．個人情報管理者の指導・監督

　（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報を担当者に取扱わせるにあたっては、個人情報の

安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。

８．委託先の監督

　（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その

取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要

かつ適切な監督を行います。

９．苦情対応

　（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な

対応をいたします。

１０．個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

　（一社）日本橋梁建設協会　 電話　０３－３５０７－５２２５

**記入例**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙１）

登録橋梁基幹技能者講習修了証　資格更新申込書

一般社団法人　日本橋梁建設協会　殿　　　　　　　　　　　注：申込日は4/2以後を記載

　作成日　平成　30　年　4　月13日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．修了年月日および（修了証番号） | 平成　25　年　7　月　9　日（第　021313-20＊＊＊　　　　　　　　　　　号） | 写真（カラー）　　　ⅰ）写真は上半身無帽，無背景で申請6ヶ月以内に撮影したもの　　　ⅱ）写真裏に所属会社および氏名を記入 |
| （フリガナ）２．資格更新者氏名（捺印を忘れず）　生年月日 | 　　　**ハガネ　　ケンジロウ** |
| 　　**鋼　　建次郎鋼**（昭和）　45　年　6　月　12　日 |
| ３．資格更新者住所（電話番号は固定電話・　携帯電話共、記載可）（E-mailは必須ではない） | 〒104-0061 |
| 東京都中央区銀座2丁目2番18号 |
| TEL　　　03　（　3561 ）5225　　　　　FAX　　　　　（　　　　　）携帯　　　　　（　　　 　）　　　　　　　E-mail： |
| ４．所属会社名 | **株式会社　橋梁建設** |
| ５．実務経験を有する建設業の種類（番号に○してください） | １．鋼構造物工事業　２．とび・土工工事業 |
| ６．会社所在地（会社登録基幹技能者担当窓口のE-mailは、必ず記載願います） | 〒105-0003 |
| 東京都港区西新橋1丁目6番11号 |
| TEL　　　03　（ 3507 ）5225　　　　　FAX　　03　（　3507 ）5235基幹技能者担当窓口のE-mail：www.jasbc.or.jp |
| ７．更新用テキスト及び修了証送付先（どちらかに○、異なる場合〔　〕に記載してください）　自宅〔　　　　　　　〕　会社〔　　　　　　　〕 |
|  |

８．振込領収書貼付欄（資格更新手数料等領収書を下の欄に貼る）

|  |
| --- |
| **振込領収書貼付欄（コピー可）（資格更新手数料等領収書を貼る）****会社内で複数の申込者がいる場合、人数分まとめて振込****どなたかの申込書に貼付け願います。****（まとめて振込の場合、申込者名全員分を、貼付欄の右空欄に****メモ書き願います）** |
|  |
|  |

※以下事務局処理欄

|  |  |
| --- | --- |
| 書類確認 | 入金確認 |
|  |  |

（別紙２）

記入例 資　格　更　新　者　実 務 経 験 証 明 書

下記の資格更新申請者は建設業法第２６条第1項の主任技術者の要件を満たす者であり、

実務経験の内容は、以下のとおりであることを証明します。

平成30年　4月　13日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　証明者：住　所　東京都港区西新橋1-6-11

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 社　名　株式会社橋梁建設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　代表取締役　鋼鐵　太郎　㊞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講申請者の氏名 | 鋼　　健二郎 | 生 年 月 日 | 　昭和　45年　6　月　12　日 |
| 使用者の名称 | 　株式会社橋梁建設 | 証明者との関係 | 　社員 |

※実務経験を有する建設業の種類については、１.鋼構造物工事業、２.とび・土工工事業　いずれ

か1つの番号に○印を付け、10年以上の実務経験を記載願います。なお、10年以上の内、職長として

従事した工事の職長欄に「職長」と記入願います。（職長経験は、最低3年以上必要です）

作業内容欄には雑務や事務の仕事ではないことを証明する内容で例えば「現場施工」と記入願います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建設業の　種類 | 実務経験の工事名 | 職長欄 | 作業内容 | 実務経験年数 |  |  |  |
| １．鋼構造物工事業２．とび・土工工事業 | 5号北川高架橋橋体工工事 |  | 現場施工 | 　H17年6月　～　Ｈ17年９月（5か月） |  |  |
| 門崎橋（鋼上部工）工事 |  | 現場施工 | 　Ｈ17年11月　～　Ｈ18年5月（7か月） |  |  |
| 新大川端その1工事 |  | 現場施工 | Ｈ18年6月　～　Ｈ19年3月（10か月） |  |  |
| 高野台歩道橋工事 |  | 現場施工 | Ｈ19年4月　～　Ｈ19年9月（6か月） |  |  |
| 川上高架橋上部工事 |  | 現場施工 | Ｈ19年10月　～　Ｈ20年3月（6か月） |  |  |
| 災害復旧（橋梁上部工）工事 |  | 現場施工 | Ｈ20年4月　～　Ｈ21年1月（10か月） |  |  |
| 富士高架橋（鋼上部工）工事 |  | 現場施工 | Ｈ21年2月　～　Ｈ22年3月（14か月） |  |  |
| 白河高架橋7上部工事 |  | 現場施工 | Ｈ22年4月　～　Ｈ24年5月（26か月） |  |  |
| 大谷川ＪＣ鋼上部工工事 |  | 現場施工 | Ｈ24年6月　～　Ｈ26年5月（24か月） |  |  |
| ＪＲ跨線橋増設工事 | 職長 | 現場施工 | Ｈ26年6月　～　Ｈ27年3月（10か月） |  |  |
| 主要地方道石橋上部工工事 | 職長 | 現場施工 | Ｈ27年4月　～　Ｈ28年3月（12か月） |  |  |
| 中央大橋他1橋上部工工事 | 職長 | 現場施工 | Ｈ28年4月　～　Ｈ30年3月（24か月） |  |  |
| 合 計 ：　 12 年　10　か月（うち職長経験　　　3 年　10　か月） |  |  |
| 誓　約　欄（申込者本人が事業主の場合のみ記入） |

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　 ㊞

※更新資格者が建設業の種類を複数保有している場合、建設業1種類毎に、10年以上（内、職長経験３年以上）を記載し

証明願います。（本様式をコピーして作成願います）　　　　　　　　　　　　　（　　/　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙１）

登録橋梁基幹技能者講習修了証　資格更新申込書

一般社団法人　日本橋梁建設協会　殿

　　作成日　平成　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．修了年月日および（修了証番号） | 平成　　　　年　　　　月　　　　日（第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号） | 写真（カラー）　　　ⅰ）写真は上半身無帽，無背景で申請6ヶ月以内に撮影したもの　　　ⅱ）写真裏に所属会社および氏名を記入 |
| （フリガナ）２．資格更新者氏名（捺印を忘れず）　生年月日 | 　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　（昭和）　　　年　　　月　　　日 |
| ３．資格更新者住所（電話番号は固定電話・　携帯電話共、記載可）（E-mailは必須ではない） | 〒 |
|  |
| TEL　　　　　（　　　　 ）　　　　　　　FAX　　　　　（　　　　　）携帯　　　　　（　　　 　）　　　　　　　E-mail： |
| ４．所属会社名 |  |
| ５．実務経験を有する建設業の種類（番号に○してください） | １．鋼構造物工事業　２．とび・土工工事業 |
| ６．会社所在地（会社登録基幹技能者担当窓口のE-mailは、必ず、記載願います。） | 〒 |
|  |
| TEL　　　　　（　　　　 ）　　　　　　　　FAX　　　　（　　　　 ）基幹技能者担当窓口のE-mail： |
| ７．更新用テキスト及び修了証送付先（どちらかに○、異なる場合〔　〕に記載してください）　自宅〔　　　　　　　〕　会社〔　　　　　　　〕 |
|  |

８．振込領収書貼付欄（資格更新手数料等領収書を下の欄に貼る）

|  |
| --- |
| **振込領収書貼付欄（コピー可）（資格更新手数料等領収書を貼る）****会社内で複数の申込者がいる場合、人数分まとめて振込****どなたかの申込書に貼付け願います。****（まとめて振込の場合、申込者名全員分を、貼付欄の右空欄に****メモ書き願います）** |
|  |
|  |

※以下事務局処理欄

|  |  |
| --- | --- |
| 書類確認 | 入金確認 |
|  |  |

（別紙２）

資 格 更 新 者 実 務 経 験 証 明 書

下記の資格更新申請者は建設業法第２６条第1項の主任技術者の要件を満たす者であり、

実務経験の内容は、以下のとおりであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　証明者：住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 社　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講申請者の氏名 |  | 生 年 月 日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 使用者の名称 |  | 証明者との関係 |  |

※実務経験を有する建設業の種類については、１.鋼構造物工事業、２.とび・土工工事業　いずれ

か1つの番号に○印を付け、10年以上の実務経験を記載願います。なお、10年以上の内、職長として

従事した工事の職長欄に「職長」と記入願います。（職長経験は、最低3年以上必要です）

作業内容欄には雑務や事務の仕事ではないことを証明する内容で例えば「現場施工」と記入願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建設業の　種類 | 実務経験の工事名 | 職長欄 | 作業内容 | 実務経験年数 |
| １．鋼構造物工事業２．とび・土工工事業 |  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
|  |  |  | 年　　月　～　　年　　月（　　か月） |
| 合 計 ：　　　年　　　　か月（うち職長経験　　　 年　　　　か月） |
| 誓　約　欄（申込者本人が事業主の場合のみ記入） |

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　 ㊞

※更新資格者が建設業の種類を複数保有している場合、建設業1種類毎に、10年以上（内、職長経験３年以上）を記載し

証明願います。（本様式をコピーして作成願います）　　　　　　　　　　　　　（　　/　　）

技能講習修了証写し添付欄（資格者証に複数資格の場合、いずれかの欄に添付、別紙でも可）

ⅰ）鋼橋架設等作業主任者技能講習修了証明書の写し

ⅱ）足場の組立等の作業主任者技能講習修了証明書の写し

ⅲ）玉掛技能講習修了証明書の写し

技能講習修了証写し添付欄（資格者証に複数資格の場合、いずれかの欄に添付、別紙でも可）

ⅳ）職長教育講修了証明書の写し（A4サイズの場合は、別紙として添付願います）

ⅴ）登録橋梁基幹技能者講習修了証・・・現在保有している講習修了証（写し）